

第9回社会保障審議会企業年金部会 資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000059642.html>

第9回社会保障審議会企業年金部会 資料

平成26年9月30日

○議事次第

- ・ [議事次第 \(PDF: 58KB\)](#)

○配付資料

- ・ [資料1 第8回企業年金部会の補足資料 \(PDF: 422KB\)](#)
- ・ [資料2-1 一般企業向けの取組 \(PDF: 2,512KB\)](#)
- ・ [資料2-2 一般企業向けの取組 \(参考資料\) \(PDF: 1,761KB\)](#)
- ・ [参考資料1 社会保障審議会企業年金部会委員名簿 \(PDF: 98KB\)](#)
- ・ [参考資料2 企業年金部会の今後の進め方 \(PDF: 178KB\)](#)

(報道より)

○毎日新聞 企業年金:掛け金上げ 「公的」減額幅に応じー 厚労省素案 2014年10月01日

厚生労働省は30日、公的年金(基礎年金や厚生年金)の減額幅に応じて企業年金の掛け金上限額を引き上げ、企業年金を増額できるようにする制度改革案のたたき台を、社会保障審議会企業年金部会(厚労相の諮問機関)に示した。企業年金の充実により、目減りしていく公的年金を補う狙いがある。

政府は来年度から公的年金の伸びを物価や賃金の伸びより低く抑える「マクロ経済スライド」を導入する。これにより約30年後の年金の価値は今より2割目減りし、中でも基礎年金は3割減となる見通しだ。このため厚労省は、私的な企業年金を「準公的年金」扱いし、公的年金とセットで老後を保障する仕組みに変える意向だ。その一環として、同日は公的年金の減額幅に応じて数年に1度、企業年金の掛け金上限額を引き上げる制度の導入を提案した。

企業年金は、企業が給付額に責任を持つ「確定給付企業年金(DB)」と従業員が自己責任で掛け金を運用する「確定拠出年金(DC)」に大別され、それぞれ掛け金には上限がある。同省はDB、DC双方を持つ企業の場合、上限額を一つに合わせ、その範囲内で各企業がDB、DCへの資金配分を柔軟にできるようにすることを検討している。

現在、DBは50歳以上の退職時から、DCは60歳以上で受給できる。厚労省はこれを双方とも公的年金に合わせて「原則65歳」にそろえたいと、60歳からの受給を選択できる案も示した。公的年金支給までの「つなぎ役」との位置付けだ。【中島和哉】

○朝日新聞 確定拠出年金の受け取り、60歳前でも可能に厚労省案 2014年10月1日

厚生労働省は30日、会社員が自ら掛け金を運用する「確定拠出年金(DC)」について、早期退職や転職時などに一時金として受け取れるようにする制度改革案を公表した。いまは60歳を超えるまで引き出しが原則認められていない。企業年金の使い勝手をよくし、普及を図るのが狙いだ。同日あった社会保障審議会(厚労相の諮問機関)の部会で、改正案を示した。

DCは、企業や従業員が月々一定の掛け金を拠出する制度。従業員は自ら選んだ投資信託や株式などで運用し、将来の給付額は運用成績次第で変わる。ただ、いまは60歳以上70歳以下とされている支給開始まで、途中での引き出しが原則認められていない。このため「いざ資金が必要という時に使い勝手が悪い」との指摘がある。主に中小企業が導入を見送る要因となっているという。

厚労省案では、途中引き出しを認めない原則は維持しつつ、早期退職や転職時などは、例外的に積み立てた掛け金を一時金で受け取れるようにする。ただ、その場合の一時金の金額は、本来もらえる積立総額から一定割合を減額する。

企業年金のうち、給付額をあらかじめ約束する「確定給付企業年金(DB)」は、いまでも転職時などに引

き出すことができる。給付額を減らす仕組みはないため、DCへの中途引き出し導入の際にはDBにも減額のルールを入れたい考えだ。同省は今後、具体策を詰めて来年の通常国会での法改正を目指す。（中村靖三郎）

(参考資料)

第5回企業年金部会資料から

○連合提出資料

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000049596.pdf

○経団連提出資料

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000049594.pdf

○関係団体からの提出資料から要約

連合 http://www.jtuc-rengo.or.jp/	経団連 http://www.keidanren.or.jp/	日本商工会議所 http://www.jcci.or.jp/	企業年金連合会 http://www.pfa.or.jp/	企業年金連絡協議会 http://www.cpn.gr.jp/
<p>* 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険に加入できない労働者が多数存在（公は公の役割果たせ） ・ 多くの労働者が企業年金の枠組みから外れている（公的年金の補完期待は不十分） ・ 中小零細企業でも確実な給付を受けられる企業年金制度の確立を ・ DCが増えているが基本はDB ・ やむを得ない場合は個人型DCも選択の一つ ・ 企業年金は絶えず労使で関与監視を <p>* DBについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用は監視機能を強化すべき <p>* 企業年金全般の政策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別法人税廃止 ・ DBについては受給権保護のため積立不足防止システムと支払保証制度の導入を。 ・ DCについては個人拠出は事業主拠出分を超えない範囲を維持する。投資教育。加入対象者年齢の引き上げ。生活困窮時に中途引き出しを認める。 	<p>* DBについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付設計の弾力化。ポータビリティの向上。 <p>* DCについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠出限度額の引き上げ。 ・ 中途引き出し要件の緩和。 ・ 受給開始要件の緩和。 ・ 運用商品の除外要件の緩和。 ・ マッチング拠出の自由化。 <p>* 円滑な制度間移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DBからDCへの移行 ・ DCの60歳以降の継続加入。 ・ 中退共からのDCへの移行。 <p>* 企業年金の新たな仕組みの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別法人税撤廃。 	<p>* DBについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掛金追加拠出、退職給付債務の財務リスク、運営コストが高い <p>* DCについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の事務負担が高い。元本保証選択が多い。投資教育の負担。塩漬だけで目減りする。 <p>* 中小企業退職共済について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中退共は大企業になると加入継続できない。 ・ 管轄地域以外で加入できない。 <p>* 課題解決について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DC掛金の上限引き上げ。 ・ 投資教育や運営コストを押さえる仕組みが必要。 ・ 事業主拠出への助成。特別法人税撤廃 	<p>* 厚生年金基金解散で多くが解散方向へ（560基金の見通し存続4%、代行返上23%、通常解散39%、特例解散21%、検討中・不明12%）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 中小企業が単独で企業年金の実施が困難な中で、受け皿としての総合型DBDCの検討を。 * DBDCの二者択一ではなく組合せを。 * DCの拠出限度額の柔軟化。 * ポータビリティの拡充。 	<p>* 制度選択肢の多様化。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 共同運用型DC制度の導入 * 元本保障付き共同運用型DC制度の導入 * 退職所得の年金給付専用口座の創設

第6回企業年金部会資料から(関係団体からの意見提言の要旨)

	信託協会 http://www.shintaku-kyokai.or.jp/	全国銀行協会 http://www.zenginkyo.or.jp/	日本証券業協会 http://www.jsda.or.jp/	生命保険協会 http://www.seiho.or.jp/
受託状況	・厚年基金 413 件 29 兆円 ・DB 3803 件 40 兆円 ・DC (企業型) 4381 件 7 兆円			*個人年金保険 1690 万件、90.9 兆円
提言内容のポイント	<p>*年金給付特定口座の創設(税制優遇)</p> <p>*一時金を目的とした外部積立制度の活用</p> <p>*DBで拠出済みの掛金を事業主に変換できる仕組み導入</p> <p>*特別法人税の撤廃</p> <p>*DBの加入者拠出金掛金の上限拡大・税制緩和</p> <p>*DBの支払保証制度の導入</p> <p>*DCの拠出限度額・マッチング拠出の外枠化</p> <p>*DCの脱退一時金要件緩和</p>	<p>*DCの規制緩和</p> <p>・特別法人税の撤廃</p> <p>・拠出限度額の引き上げ(企業型年金については撤廃)</p> <p>・マッチング拠出の従業員拠出限度額の撤廃</p> <p>・加入者・運用指図者の全員同意を必要とする運用商品の除外要件緩和</p> <p>・脱退一時金の支給要件の緩和</p> <p>・個人型年金の加入対象者の拡大</p> <p>・他制度からの資産移換要件の緩和</p> <p>・退職一時金からの試算移換要件の緩和</p> <p>・老齢給付金の支給要件(10年以上の通算加入期間が必要)の緩和</p> <p>・65歳までのグループ会社への転籍の加入資格の維持</p> <p>・個人型年金加入者の資格喪失年齢の65歳までの引き上げ</p>	<p>*中小企業へのDC制度普及促進</p> <p>*マッチング拠出の上限撤廃(事業主拠出以下という制限があるため制限枠の使い残しがでる)</p> <p>*DCの資産配分は元本確保型商品が約59%→運用改善の投資アドバイス</p> <p>*年金運用型商品の提供</p> <p>*全国対象の個人年金口座の実現(ライフスタイル多様化に対して個人型DCの加入対象者を全国に拡大し職種や働き方を問わない私的年金制度を)</p>	<p>*企業年金制度の規制緩和要望</p> <p>・退職金制度からDBDCへの移行緩和(一時金支給など)</p> <p>・「みなし承認制度」によるDBDC制度設立手続きの緩和</p> <p>・DB財政検証の簡素化</p> <p>*生命保険会社の個人年金保険の加入促進(公的年金の補完としての私的年金の拡充)</p>

(参考資料)

経団連のホームページより「多様で柔軟な企業年金制度の構築について」2014年9月16日

全文 <http://www.keidanren.or.jp/policy/2014/077.html>

概要 http://www.keidanren.or.jp/policy/2014/077_gaiyo.pdf

多様で柔軟な企業年金制度の構築に向けて(概要)

2014年9月16日
(一社)日本経済団体連合会

I. はじめに

- ◆わが国の企業年金制度は、2000年代前半の確定給付企業年金(以下、DB)、確定拠出年金(以下、DC)導入後、大きく構造変化
- ◆2012年3月末での適格退職年金の廃止に続き、2014年4月には厚生年金基金制度の見直しに係わる法律が施行され、今後はDB、DCがわが国企業年金制度の中核を担っていく見込み
- ◆経団連は、国民の老後生活の安定を図る観点から、公的年金制度改正の議論と併せて企業年金のさらなる普及・拡大に資する議論が進むことを期待し、企業年金制度の全体的な見直しに対する経済界の考え方を示す。

Ⅱ. 制度見直しの必要性

1. 企業活動を取り巻く環境変化

への対応

- 経済のグローバル化が進展する中、組織再編だけでなく、制度創設時に想定していなかった海外も含めた企業再編の動きが加速
- 企業年金もこうした動きに円滑に対応できるようにすべき

2. 制度間のイコールフットリング

の確保

- DCに関しては、貯蓄性を排除し、年金性を確保する観点から、DBに見られない制約が設定
- DB、DC間のイコールフットリングを確保し、DCを基幹的な企業年金制度の一つとして構築可能とすべき

3. 多様な働き方への対応

- 働き方をめぐり、企業側、従業員側双方に多様なニーズ
- 企業間、企業年金制度間での労働移動も増加
- 働き方の多様化が進む中で、老後の所得確保を着実に実行する仕組みの普及・拡大が必要

Ⅲ. 具体的な見直し案

1. 多様な制度設計を可能とするDCの実現

(1) 拠出限度額の大幅な引き上げ

① DB型の年金制度を実施している場合に半減する制約の撤廃

② 現行（月5.5万円）からの引き上げ

(2) 脱退一時金受取り要件の見直し

(3) 運用商品除外手続きの緩和

(4) マッチング拠出の完全自由化

2. 円滑な制度間移行

• DBにおける個人単位での権利義務移転・承継での手続きの簡素化

• 事業所単位に代わり、労使合意に依拠した制度間移行に関わる手続きの容認

• DBからDCへの移行時に、給付減額要件や同意取得手続きの見直し

3. 中小企業への企業年金の普及

• 財政検証等の手続きを簡素化したDBの導入

• DCにおける加入者による商品選択を容易にするための処置

• DB、DCにおける運営事務の共同化

4. 個人型DCの再検討

- 幅広い現役世代が参加できる仕組みを目指す
- 老後所得の確保を図る観点から、政策支援のあり方を含め個人型DCの抜本的な見直しを中長期的に検討
- ドイツのリースター年金や米国のIRAなどの導入例を参考

5. グローバル化への対応

• DCにおける脱退一時金の要件緩和

• 長期の海外勤務者が加入継続できるDB、DCの加入資格の弾力化

• 将来的には、国内外の制度間のポータビリティ確保のための租税条約上の規程の整備

6. その他税制・現行制度の改善

• 特別法人税は、撤廃すべき

• 政府の「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目やその他DB、DCの制度改善を図るべき

• DCにおける加入者による商品選択を容易にするための処置など制度運営コストの削減努力も必要